

6 東地区協第 3 0 号
令和 6 年 1 1 月 2 0 日

一般社団法人 日本電設工業協会
関東支部所属 各協会代表者 様

一般社団法人 日本電設工業協会関東支部
関東支部長 土屋 忠巳
(公 印 省 略)

「働き方改革の推進申入れ」について

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

ご承知のとおり、2024年4月より、「働き方改革推進」のための労働基準法の改正内容が、建設業にも適用されております。貴協会会員各社におかれましても、これまで就労環境の改善と生産性向上に取り組んでこられたことと思います。

時間外労働の上限規制への対応に向け、本年度においても（一社）日本電設工業協会（以下「電設協」と言う）では、（一社）日本空調衛生工事協会と共に、（一社）日本建設業連合会など発注者となりうる企業が所属する団体に働き方改革への取組みのための申入れを進めてきたところです。

加えて、発注者に理解を求めるには案件ごとの申入れが必要であることから、電設協では「働き方改革の推進について」と題したチラシを作成し、会員企業にこれを活用しての申入れ活動をお願いしているところです。

当支部としましても、電設協で作成したチラシを活用して、工事単位ごとに、見積提出時等での申入れに活用してください。

また、チラシは、工事現場の事務所等へポスターとして掲示をすることで、現場単位のゼネコン担当者等の理解促進と共に作業員の意識付けにも活用できます。

つきましては、貴協会会員各社へ、チラシのご活用に関しまして、周知方よろしくお願い申し上げます。

添付資料

- ・令和6年度における「働き方改革の推進申し入れ」活動の周知について
- ・資料1 共同要請文書
- ・資料2 共同要請の結果メモ（提出版）働き方改革に関する共同要請について
- ・資料3 働き方改革の推進申し入れ活動のお願い

以上

事 務 連 絡

令和6年11月19日

支部長 各位

(一社) 日本電設工業協会

会長 文挾 誠一

令和6年度における「働き方改革の推進申し入れ」活動の周知について

平素は、当団体の活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年度から「働き方改革の推進申し入れ」活動を実施していただき、誠にありがとうございます。

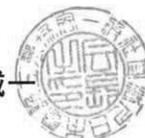
令和6年4月1日より、「働き方改革推進」のための労働基準法の改正内容が、建設業にも適用されております。このため、本年度においても、本部として建設業三団体に対し（一社）日本空調衛生工事業協会とともに資料1のとおり共同要請を行ったところです。共同要請の結果として、資料2のとおり共同所感を作成して公表しております。各支部、団体会員が実施されている工事発注機関、建築業界団体等との意見交換会等においてご活用ください。

また、本年度においても、当協会の会員に「働き方改革の推進申し入れ」を行っていただくことといたしましたので、資料3を協会ホームページに掲載しますので、ご承知おきください。

令和 6 年 9 月 1 9 日

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅則 様

一般社団法人 日本電設工業協会
会長 文挾 誠一



一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
会長 藤澤 一郎



働き方改革の推進に関するお願い

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃私ども設備工事業界に対し、適切なご指導ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 4 月 1 日から、改正労働基準法による時間外労働の罰則付き上限規制が建設業に適用されております。貴協会におかれましては、時間外労働を抑制し、この規制をクリアするために、他の建設業団体と共同して、本年 3 月から、建設現場において「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動を展開されております。両協会といたしましても、働き方改革の推進に当たっては、生産性の向上とともに、建設現場の土日閉所の拡大・定着が大変重要と考えており、来年度以降も同運動の継続実施をお願いいたします。

また、両協会が担当する設備工事は、建築工事の後工程を担うことから、働き方改革を進める上で、建築会社のご協力が必要不可欠であります。つきましては、昨年に引き続き、下記について、貴協会加盟企業にご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 適正な工期の確保及び工程の遵守

- (1) 工事請負契約の締結に当たっては、完全週休二日の実施可能な工期の確保とともに、資機材の調達に要する期間、総合試運転調整の期間等を考慮した適正な工期を確保願います。

- (2) 総合工程表に建物躯体の完成時期、受電の日等工程の重要な節目を明記するとともに、工程の遵守をお願いします。また、工程に遅れが生じた場合には、適切に工期の延長、契約金額の変更等をお願いします。

2 長時間労働の是正

- (1) 設計仕様の早期決定及び各種決め事のスケジュール遵守と早期承認をお願いします。
- (2) 金曜日に翌週の月曜日を期限とする業務依頼を行わないことの徹底をはじめ各種会議、打ち合わせの就業時間内での実施等作業の一層の効率化をお願いします。

3 対等な契約関係の構築

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守とともに、パートナーシップ構築宣言の実施、実効性の向上をお願いします。

以上

令和6年10月1日

一般社団法人 全国中小建設業協会
会長 土志田 領司 様

一般社団法人 日本電設工業協会
会長 文挾 誠一



一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
会長 藤澤 一郎



働き方改革の推進に関するお願い

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃私ども設備工事業界に対し、適切なご指導ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月1日から、改正労働基準法による時間外労働の罰則付き上限規制が建設業に適用されております。貴協会におかれましては、時間外労働を抑制し、この規制をクリアするために、他の建設業団体と共同して、本年3月から、建設現場において「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動を展開されております。両協会といたしましても、働き方改革の推進に当たっては、生産性の向上とともに、建設現場の土日閉所の拡大・定着が大変重要と考えており、来年度以降も同運動の継続実施をお願いいたします。

また、両協会が担当する設備工事は、建築工事の後工程を担うことから、働き方改革を進める上で、建築会社のご協力が必要不可欠であります。つきましては、昨年に引き続き、下記について、貴協会加盟企業にご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 適正な工期の確保及び工程の遵守

- (1) 工事請負契約の締結に当たっては、完全週休二日の実施可能な工期の確保とともに、資機材の調達に要する期間、総合試運転調整の期間等を考慮した適正な工期を確保願います。

- (2) 総合工程表に建物躯体の完成時期、受電の日等工程の重要な節目を明記するとともに、工程の遵守をお願いします。また、工程に遅れが生じた場合には、適切に工期の延長、契約金額の変更等をお願いします。

2 長時間労働の是正

- (1) 設計仕様の早期決定及び各種決め事のスケジュール遵守と早期承認をお願いします。
- (2) 金曜日に翌週の月曜日を期限とする業務依頼を行わないことの徹底をはじめ各種会議、打ち合わせの就業時間内での実施等作業の一層の効率化をお願いします。

3 対等な契約関係の構築

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守とともに、パートナーシップ構築宣言の実施、実効性の向上をお願いします。

以上

令和6年10月21日

一般社団法人 日本建設業連合会
会長 宮本 洋一 様

一般社団法人 日本電設工業協会
会長 文挾 誠



一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
会長 藤澤 一郎



働き方改革の推進に関するお願い

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃私ども設備工事業界に対し、適切にご指導ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月1日から、改正労働基準法による時間外労働の罰則付き上限規制が建設業に適用されております。貴連合会におかれましては、時間外労働を抑制し、この規制をクリアするために、他の建設業団体と共同して、本年3月から、建設現場において「目指せ！建設現場 土日一斉閉所」運動を展開されております。両協会といたしましても、働き方改革の推進に当たっては、生産性の向上とともに、建設現場の土日閉所の拡大・定着が大変重要と考えており、来年度以降も同運動の継続実施をお願いいたします。

また、両協会が担当する設備工事は、建築工事の後工程を担うことから、働き方改革を進める上で、建築会社のご協力が必要不可欠であります。つきましては、昨年に引き続き、下記について、貴連合会加盟企業にご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 適正な工期の確保及び工程の遵守

- (1) 工事請負契約の締結に当たっては、完全週休二日の実施可能な工期の確保とともに、資機材の調達に要する期間、総合試運転調整の期間等を考慮した適正な工期を確保願います。

- (2) 総合工程表に建物躯体の完成時期、受電の日等工程の重要な節目を明記するとともに、工程の遵守をお願いします。また、工程に遅れが生じた場合には、適切に工期の延長、契約金額の変更等をお願いします。

2 長時間労働の是正

- (1) 設計仕様の早期決定及び各種決め事のスケジュール遵守と早期承認をお願いします。
- (2) 金曜日に翌週の月曜日を期限とする業務依頼を行わないことの徹底をはじめ各種会議、打ち合わせの就業時間内での実施等作業の一層の効率化をお願いします。

3 対等な契約関係の構築

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守とともに、パートナーシップ構築宣言の実施、実効性の向上をお願いします。

以上

令和6年11月

働き方改革に関する共同要請について

電設協
日空衛

1 概要

働き方改革に関する電設協・日空衛の共同要請については、昨年4月に、主要な公共工事の発注者である国土交通省、防衛省並びに主要な民間発注者団体、総合建設業団体に対し、建設資材価格、エネルギー価格の急騰等により、当初契約に定めた契約内容では工事施工が困難になりつつあるとの認識の下、請負金額の変更受入、適正な工期設定（契約変更を含む）とともに、本年4月からの働き方改革関連法の全面施行を見据え、完全週休二日制の実現、時間外労働の上限規制をクリアできる工期の確保、工程遅延が生じた場合の工期延長の受入等について行ったところである。

今年度については、4月から時間外労働の罰則付き上限規制が適用となったことを踏まえ、総合建設業団体に対し、土日一斉閉所運動の継続実施とともに、完全週休二日が実現可能な工期の確保、建物躯体の完成時期や受電日程など重要工程の明記とその遵守、早期のスケジュール決定とその遵守、各種会議、打ち合わせの効率化等長時間労働の是正に向けた要請活動を行ったところである。

2 今年度の要望活動についての所感

今年度の要望活動は、9月19日 全国建設業協会 今井会長、10月21日 日本建設業連合会 宮本会長に対して行った（全国中小建設業協会は専務理事対応で10月1日に実施）。

両会長からは、同じ建設業として課題は共通であり、協力して進めていきたい旨の回答があった。

特に、宮本会長からは、持続可能な建設業のために同じ環境で働くものとしてWin-Winの関係を構築したい旨の発言があった。

両協会としては、引き続き連携して、働き方改革の推進を図っていくこととしている。

(以上)

令和6年11月13日

(一社) 日本電設工業協会

会 員 各 位

一般社団法人 日本電設工業協会

会 長 文 挾 誠



令和6年度における「働き方改革の推進申し入れ」活動のお願いについて

○昨年度から「働き方改革の推進申し入れ」活動を実施いただき誠にありがとうございます。

○令和6年4月1日より、「働き方改革推進」のための労働基準法の改正内容が、建設業にも適用されております。

周知のとおり、建設業の時間外労働時間の上限は、原則、月間45時間、年間360時間となりました。＜法定労働時間は、1日8時間、週40時間です。＞

また、この規定に違反した場合には、刑事罰（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が適用される可能性があります。

（なお、建設業の場合、災害の復旧・復興の事業については、例外として時間外労働と休日労働の合計について、一般の規制は適用されません。）

○令和6年度におきましても、「働き方改革」が全ての工事関係者の理解と協力のもと実現するよう、今般、当協会の会員の皆さまには、工事の受注に際して、発注者に対し＜別紙＞内容の申し入れを行っていただくことにしましたので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

○なお、令和6年度において、本部としても建設業三団体に対し一般社団法人日本空調衛生工事業協会と共同要請を行ったところです。

(別紙)

一般社団法人日本電設工業協会会員におかれては、「働き方改革」推進のため、受注する工事（工期が令和6年4月1日以降にかかる工事をいう。）について、可能であれば営業活動の段階から、昨年に引き続き現場等においても以下の申入れ等を行うようお願いいたします。（別添のチラシをご活用ください。）

1. 発注者に対する現場閉所日数に関する申入れ

現場閉所日数について、会員側から積極的に提案することとし、原則、「4週8閉所」を提案する。工期との関係で「4週8閉所」が難しい場合でも、「4週6閉所」以上の条件を提案する。

<見積書における閉所日数提案の具体例>

① 自社が元請の場合（施主に対して）

「本工事における工事工程については、働き方改革推進のため、4週8閉所とさせていただきますようお願いいたします。」

② 自社が下請けの場合（ゼネコンに対して）

「本工事における工事工程は、働き方改革推進のため、4週8閉所として頂きますようお願いいたします。」

2. 後工程への配慮に関する申入れ

（1）発注者に対する適正工期確保に関する申入れ

発注者に対して、電気設備工事は最終ランナーであることから適正な工期の確保など後工程への配慮を併せてお願いする。

（2）発注者に対する仕様の早期決定等に関する申入れ

発注者に対して、仕様を早期に決定願うとともに、仕様変更が可能な期限を設定し、この期限を厳守するよう申し入れる。

また、受注後に発注者の意向による仕様変更があった場合には、工期見直しの検討が必要であることを併せて伝える。

3. 対等な契約関係の構築

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日、内閣官房・公正取引委員会）の遵守をお願いします。

4. 申入れ先について

上記の申仕入れ先、提案先としては、施主（発注者）のみならず、実質的に工期、工程、仕様決定等に関し、影響力の大きい建設会社（ゼネコン）、設計会社等も対象とする。

働き方改革の推進について

令和6年4月より、建設業にも時間外労働の規制強化が適用されています。

令和6年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、災害復旧等の特別の事情がなければこれを超えることができません。

※違反には刑事罰適用の恐れあり(6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

～目指せ♪ 4週8閉所～

閉所は計画的に!!

4週8閉所!!



月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	休	休
8	9	10	11	12	休	休
15	16	休	休	19	20	21
22	23	24	25	26	休	休

後工程へのご配慮をお願いします

電気設備は最終ランナー!!

適正工期の確保

仕様の早期決定

「労務費の適正な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守をお願いします



一般社団法人 日本電設工業協会
Japan Electrical Construction Association